

表1-1-1 地球温暖化の影響の現状

指標	観測された変化
平均気温	20世紀中に約0.6 上昇
平均海面水位	20世紀中に10～20cm上昇
暑い日(熱指数)	増加した可能性が高い
寒い日(霜が降りる日)	ほぼ全ての陸域で減少
大雨現象	北半球の中高緯度で増加
干ばつ	一部の地域で頻度が増加
氷河	広範に後退
積雪面積	面積が10%減少(1960年代以降)

資料：IPCC『第3次評価報告書』より環境省作成

表1-1-2 地球温暖化の影響の予測

対象	予測される影響
平均気温	1990年から2100年までに1.4～5.8 上昇
平均海面水位	1990年から2100年までに9～88cm 上昇
気象現象への影響	洪水、干ばつの増大、台風の強力化
人の健康への影響	熱ストレスの増大、感染症の拡大
生態系への影響	一部の動植物の絶滅 生態系の移動
農業への影響	多くの地域で穀物生産量が減少。当面増加地域も。
水資源への影響	水の需給バランスが変わる、水質へ悪影響
市場への影響	特に一次産物中心の開発途上国で大きな経済損失

資料：IPCC「第3次評価報告書」等より環境省作成

図1-1-2 日本の年平均地上気温の年々差の経年変化(1898年～2005年)

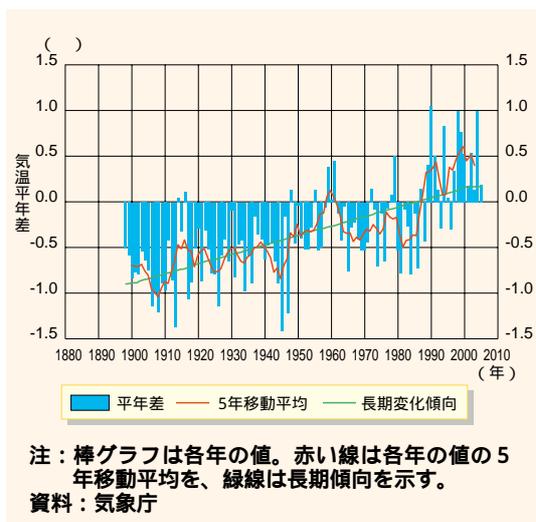
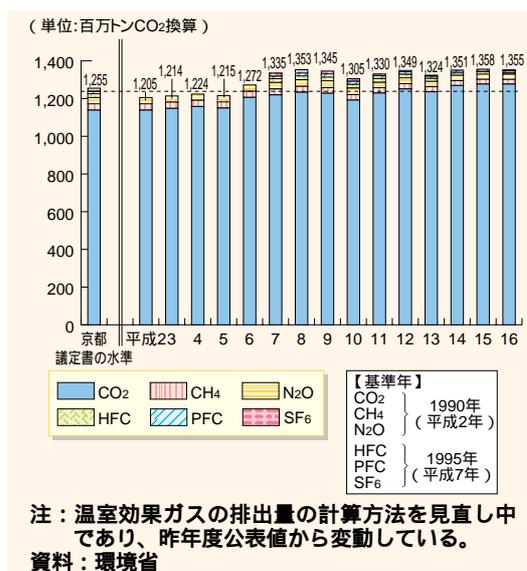


図1-1-3 日本の温室効果ガス排出量



(3) 地球温暖化に関する影響

地球温暖化の進行に伴い、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じるおそれがあります。例えば、世界的な影響としては、表1-1-1、表1-1-2の内容が挙げられます。

また、日本では20世紀中に平均気温が約1 上昇しました(図1-1-2)。日本においても、気候の変動が生態系、農業、社会基盤、人の健康などに多大な影響を与えることが予想され、私たちの生活形態が一変するような変化をもたらす可能性があります。

(4) 日本の温室効果ガスの排出状況

日本の2004年度(平成16年度)の温室効果ガス総排出量は、13億5,500万トン*(注：以下、*は二酸化炭素換算)でした。京都議定書の規定による基準年(1990年。ただし、HFC、PFC及びSF6については1995年。)の総排出量(12億5,500万トン*)と比べ、8.0%上回っています。また、前年度と比べると0.2%の減少となっています(図1-1-3)。

温室効果ガスごとにみると、2004年度の二酸化炭素排出量は12億7,900万トン(1990年度比12.3%増加)、1人当たりでは10.02トン/人(同8.7%増加)でした。部門別に

図1-1-4 二酸化炭素排出量の部門別内訳

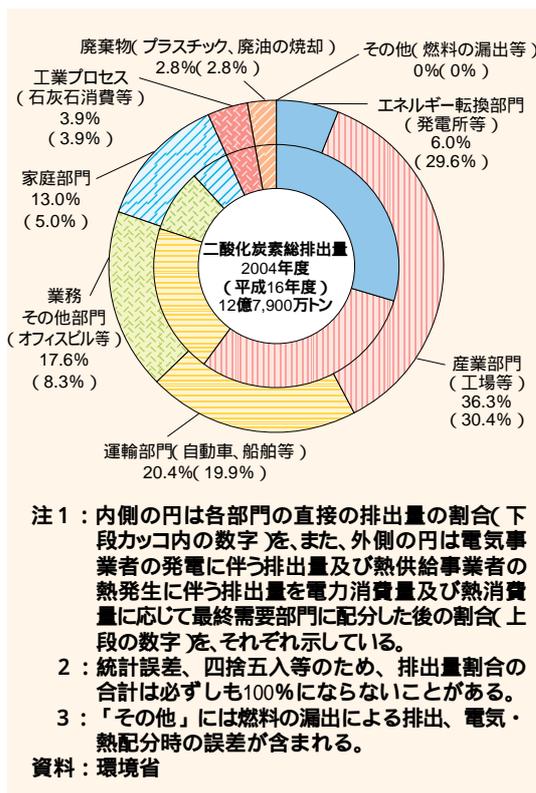
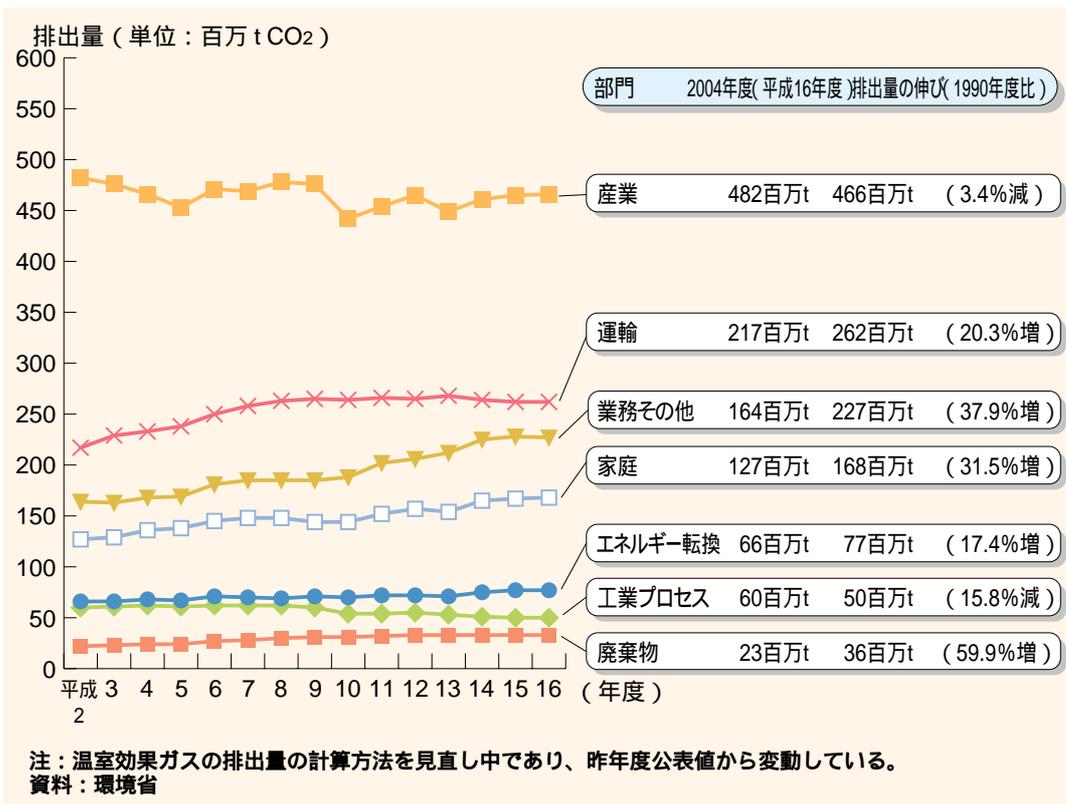


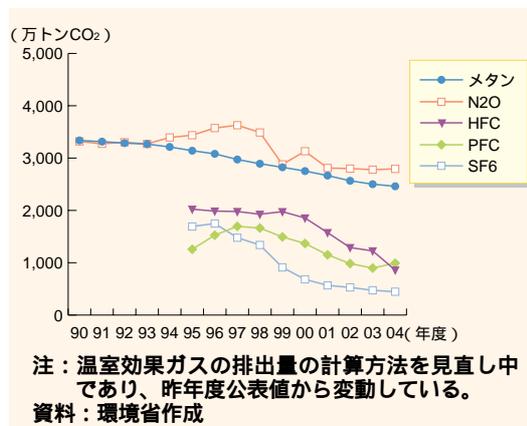
図1-1-5 日本の二酸化炭素排出量



みると(図1-1-4、図1-1-5) 産業部門からの排出量は4億6,600万トン(同3.4%減少)でした。また、運輸部門からの排出量は2億6,200万トン(同20.3%増加)でした。業務その他部門からの排出量は2億2,700万トン(同37.9%増加)でした。家庭部門からの排出量は1億6,800万トン(同31.5%増加)でした。

2004年度における二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量については、メタン排出量は2,440万トン*(同26.4%減少)、一酸化二窒素排出量は2,840万トン*(同14.4%減少)となりました。また、HFC排出量は850万トン*(1995年比58.0%減少)、PFC排出量は990万トン*(同21.1%減少)、SF6排出量は450万トン*(同73.6%減少)となりました(図1-1-6)。(なお、現在、温室効果ガス排出量の計算方法を見直しているところであり、今後、数値が変動することがあります。)

図1-1-6 各種温室効果ガス(二酸化炭素以外)の排出量



2 オゾン層の破壊

(1) 問題の概要

CFC、HCFC、ハロン、臭化メチル等の物質によりオゾン層が破壊されていることが明らかになっています。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線(UV-B)が増加し、皮膚ガンや白内障等の健康被害を発生させるおそれがあるだけでなく、植物やプランクトンの生育の阻害等を引き起こすことが懸念されています。

オゾン層破壊物質は化学的に安定であるため、大気中に放出されると対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、太陽からの強い紫外線により分解され、塩素原子や臭素原子を放出します。これらの原子が触媒となり、オゾンを分解する反応を連鎖的に引き起こします。

オゾン層の破壊は、その被害が広く全世界に及ぶ環境問題であり、いったん生じるとその回復に長い時間を要します。

図1-1-7 日本上空のオゾン全量の年平均値の推移

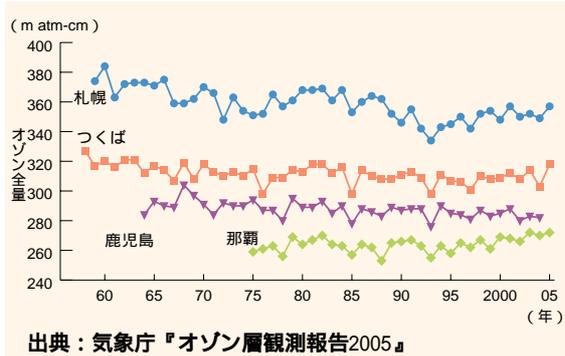
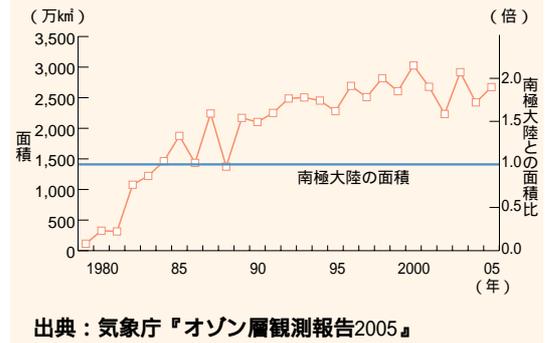


図1-1-8 南極上空のオゾンホール面積の推移



また、オゾン層破壊物質の多くは強力な温室効果ガスであり、CFC、HCFCの代替物質であるHFCは、京都議定書の削減対象ガスとなっています。

(2) オゾン層等の現況と今後の見通し

オゾン層は、熱帯地域を除き、ほぼ全球的に1980年代を中心に減少しました。日本上空のオゾン全量についても1980年代を中心に減少しましたが、1990年代以降はほとんど変化がないか、緩やかな増加傾向が見られます(図1-1-7)。

また、2005年(平成17年)の南極域上空のオゾンホールは、これまでと比較して早い時期から発達し、最大時の規模は過去10年の中では平均的な値でした(図1-1-8)。現時点ではオゾンホールに縮小の兆しがあると判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあります。

オゾン層破壊物質のうち、北半球中緯度におけるCFC-12の大気(対流圏)中濃度については、1990年代後半以降ほぼ横ばいです。一方、CFCの代替物質であるHCFC及びHFCの大気中濃度は増加の傾向にあります。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(モントリオール議定書)のアセスメントパネルの2002年(平成14年)の報告によると、

成層圏における塩素総量はピークかそれに近いが、臭素量は依然として増加していること

化学・気候モデルでの予測では、成層圏のハロゲンが予想どおり減少すれば、南極域のオゾン層は2010年(平成22年)頃に回復に向かい、今世紀中頃には1980年(昭和55年)レベルに戻ること

観測データが蓄積されるにつれ、オゾン量の減少が紫外線照射量の増加をもたらしているとの確証が得られつつあること

などが報告されています。

第2節 地球規模の大気環境の保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

1 地球温暖化の防止

(1) 気候変動枠組条約に基づく取組

気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「気候変動枠組条約」という。)により、日本、米国、EUをはじめとする先進国は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を1990年代の終わりまでに従前のレベルに戻すことが条約の目的に寄与するものであるとの認識の下、政策・措置を採り、その情報を締約国会議へ送付することが義務付けられています(表1-2-1)。

1997年(平成9年)に京都で開催された気候変動枠組条約の第3回締約国会議(COP3)において、先進各国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された削減約束を定めた京都議定書が全会一致で採択されました。

京都議定書は、先進国が、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの各年の温室効果ガスの排出

量の平均を基準年から削減させる割合を定めています。例えば日本の削減割合は6%、米国は7%、EU加盟国は全体で8%です。中国やインドなどの途上国に対しては、数値目標による削減義務は課せられていません。対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6の6種類です。基準年は原則1990年（平成2年）ですが、HFC、PFC、SF6については1995年（平成7年）を基準年とすることができます（表1-2-2）。

平成18年2月28日現在、162か国とEUが京都議定書を締結しています。

しかし、世界最大の温室効果ガス排出国（図1-2-1）である米国は、2001年に京都議定書への不参加を表明し、以来、不参加の姿勢を変えていません。日本は日米ハイレベル協議等のさまざまな機会を利用して米国に対して京都議定書への復帰を働きかけています。

2001年（平成13年）に開催された気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）においては、京都議定書の具体的な運用方針が決定され、これにより、先進諸国等の京都議定書締結に向けた環境が整いました。これを受け、日本は、京都議定書の担保法とするための**地球温暖化対策の推進に関する法律**（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）の改正及び議定書締結の国会承認を経て、2002年（平成14年）6月4日、京都議定書を締結しました。2004年（平成16年）、ロシアが京都議定書を批准したことにより、議定書の発効要件が満たされたため、2005年（平成17年）2月16日に、京都議定書は発効しました。これを受けて、同年11月にはカナダのモントリオールにおいて**京都議定書第1回締約国会合**（COP/MOP1）が、気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）と併せて開催されました。

COP11及びCOP/MOP1では、議長国であるカナダの提唱に基づいて、3つの「I」、すなわち、京都議定書の運用ルールに関する「実施」（“Implementation”）、クリーン開発メカニズム（CDM）等既存の仕組みの「改善」（“Improvement”）及び将来枠組みの構築に向けての「創造」（“Innovation”）を中心に交渉が行われ、すべての議題について成果が得られました。京都議定書の「実施」と「改善」については、議定書の運用に関する細則が正式に決定され、京都議定書の実施基盤が整備されました。また、関係国、関係者の関心の高いCDMの具体的改善策が採択され、CDM実施の加速化が図られました。将来枠組み構築に向けての「創造」については、将来の課題につき米国や主要途上国を含むすべての条約締約国の参加による対話プロセスである「長期的協力のための行動の対話」の開始などが合意されました。このほか、2004年の気候変動枠組条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「適応策と対応措置に関するプエノスアイレス作業計画」に基づき、適応に関する5か年作業計画が策定されるなどの進展がありました。日本は「すべての国が参加する実効ある将来枠組みの構築」を基本方針として積極的に交渉に参加し、成果の実現に貢献しました。

このほか、日本による開発途上国への支援の取組としては、神奈川県及び横浜市とともに、アジア太平洋地域の開発途上国における地球温暖化対策の取組の促進を図るため、2005年（平成17年）9月に横浜市にお

表1-2-1 気候変動に関する国際連合枠組条約

経緯	1992年5月に採択 1994年3月に発効 日本は1993年5月に締結
究極の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること ・そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべき

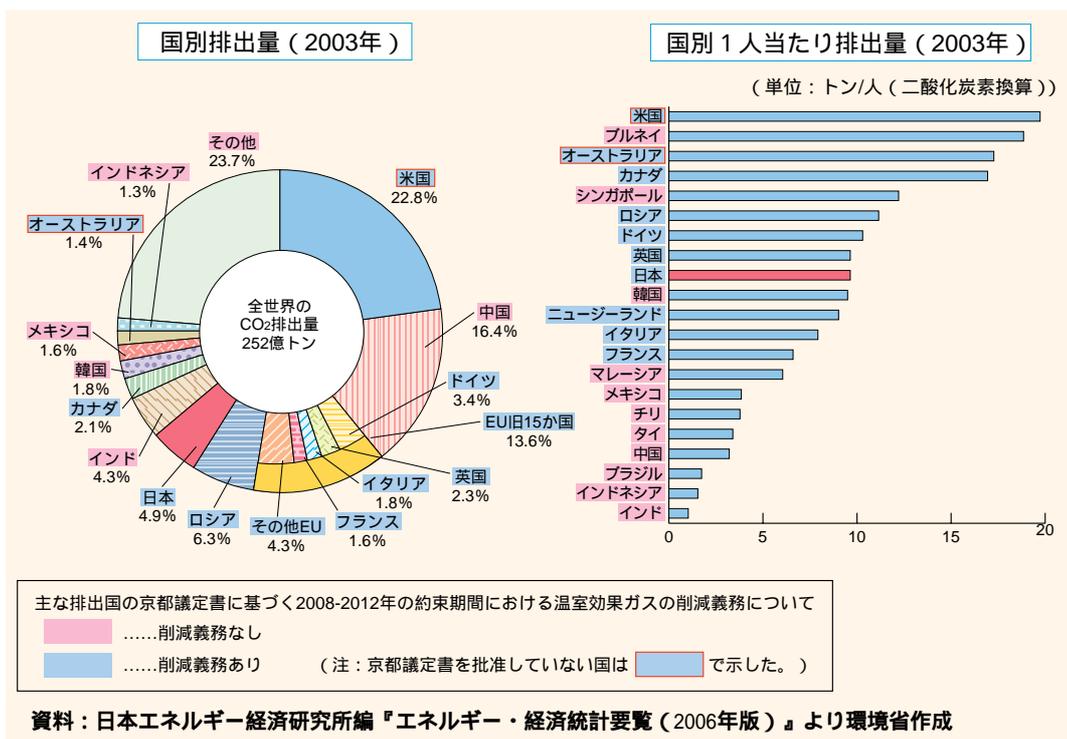
資料：環境省

表1-2-2 京都議定書の概要

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF ₆ ）
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年（代替フロン等3ガスは1995年としてもよい）
約束期間	2008年～2012年の5年間
数値約束	先進国全体で少なくとも5%削減を目指す 日本 6%、米国 7%、EU 8%等
京都メカニズム	国際的に協調して費用効果的に目標を達成するための仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン開発メカニズム（CDM） 先進国が、開発途上国内で排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果の削減量・吸収量を排出枠として先進国が取得できる ・共同実施（JI） 先進国同士が、先進国内で排出削減等のプロジェクトを共同で実施し、その結果の削減量・吸収量を排出枠として、当事者国の間で分配できる ・排出量取引 先進国同士が、排出枠の移転（取引）を行う
締約国の義務	全締約国の義務 排出・吸収目録の作成・報告・更新 緩和・適応措置を含む計画の策定・実施・公表等 附属書I国の義務 数値約束の達成 2007年までに、排出・吸収量推計のための国内制度を整備 開発途上国の対策強化等を支援する適応基金への任意的資金拠出等

資料：環境省

図1-2-1 二酸化炭素の国別排出量と国別1人当たり排出量



いて、第15回地球温暖化アジア太平洋地域セミナーを気候変動枠組条約事務局による教育・普及啓発に関するワークショップと並行して開催しました。また、アジア地域の主要排出国である中国やインドに対しては、地球温暖化問題に関する共通認識を醸成する観点から、政策担当者、産業界、学者、NGOなどを対象に、非公式な立場で意見交換を行っています。

なお、気候変動に関するG8での取組については、第7章第9節参照。

（2）クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

気候変動対策については、気候変動枠組条約や京都議定書の下で世界規模の取組を進めることが不可欠です。しかし同時に、条約や議定書を補完するものとして地域におけるパートナーシップも重要です。クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップは、アジア太平洋地域を中心に、クリーンで効率的な技術の開発・普及・移転を通じ、増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、気候変動問題などに対処するものとして、2005年（平成17年）7月に立ち上げが合意されました。参加国は、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、米国の6か国です。同パートナーシップは、技術を軸とした官民の協力を基本としており、気候変動枠組条約と整合的であり、また京都議定書を代替するのではなく、これを補完する位置付けとなっています。参加6ヶ国の二酸化炭素排出量は、世界全体の5割を越えており、地球規模でも大変大きな意義があります。

2006年（平成18年）1月11日から12日まで、シドニーで第1回閣僚会合が開催され、同パートナーシップの原則や基本ルールなどを規定する憲章が承認され、パートナーシップが正式に立ち上げられたほか、8つの分野（よりクリーンな化石エネルギー、再生可能エネルギーと分散型電源、発電及び送電、鉄鋼、アルミニウム、セメント、石炭鉱業、建物及び電気機器）について具体的な協力を進めるためのタスクフォースが立ち上げられました。

（3）その他の取組

ア．「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合の開催

京都議定書の第1約束期間終了後（2013年以降）をも見据えた中・長期的な地球温暖化対策として、途上国や、京都議定書に参加していない米国なども含めたより実効的な国際取組のあり方について、主要関係国間で早急に議論を開始することは極めて重要です。このため政府では、途上国、先進国を含むすべての国によるさらなる排出削減・抑制の必要性や国際ルールのあり方などについて、率直かつ実務的な意見交換を通

じて検討を深めていくことを目的に、第4回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合を、2005年（平成17年）10月に開催しました。日本とブラジルの共同議長の下、世界の温室効果ガス排出量の70%近くを占める主要先進国及び開発途上国（米国、ロシア、中国、インド等19か国及びEC）の政府高官等が参加し、活発な意見交換を行いました。

また、日本が第3回締約国会議（COP3）において発表した「**京都イニシアティブ**」に基づき、2001年度（平成13年度）に新設された「地球環境無償（現：水資源・環境無償）」等の政府開発援助における開発途上国の支援、関係国際機関への財政的、技術的支援を引き続き行いました。

（4）京都メカニズム活用に向けた取組

京都メカニズムとは、市場メカニズムを活用して京都議定書に基づく国としての削減約束を達成する仕組みであり、**クリーン開発メカニズム（CDM）**、**共同実施（JI）**、及び**国際排出量取引**の3つの手法があります。国だけではなく、民間事業者の参加を促すことで、市場を活性化させ、経済効率性の高い対策が実施されることが期待されています。

京都議定書目標達成計画においても、京都メカニズムの利用が国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、これを適切に活用していくことが重要であるとしています。

同計画においては、6%削減約束を達成するため、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策に最大限努力しても、なお目標達成に不足すると見込まれる1.6%分（5年間で約1億トン（二酸化炭素換算））については、京都メカニズムを活用して対応することとしています。このため、京都メカニズムを活用するための条件の一つとして、京都議定書で整備が義務付けられている国別登録簿制度を法定することを内容とした地球温暖化対策推進法の改正法案と、2006年度から独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を活用して政府が効率的にクレジットを取得する事業を開始するための所要の改正法案を第164回国会に提出しました。

また、環境省や経済産業省を中心として、民間事業者等に対するCDM / JI実施のための支援を行っています。具体的には、CDM / JI事業の実現可能性調査による案件の発掘や、事業実施に必要な費用の一部補助を実施しているほか、民間事業者が事業を検討する際に用いる実施マニュアルの改訂を行い、CDM / JIの事業化促進を図っています。また、事業の主要受入国におけるCDM / JI受入に係る制度構築及び実施計画の策定を支援しているほか、受入国側の情報を日本の事業者向けに広く提供しています。さらに、日本の認証機関等がCDMの指定運営組織（DOE）に指名されるよう支援する観点から、運営組織がCDM有効化審査等をモデル的に行う事業や人材育成事業も行いました。

さらに、京都メカニズムの総合的な推進・活用を目的として関係府省で構成する京都メカニズム推進・活用会議において、平成17年度に新たに28件の事業を承認し、これまでに計44件を承認しました。

（5）気候変動枠組条約の究極目標の達成に資する科学的知見の収集等

地球温暖化対策と密接に関連するIPCCの活動に対して、日本は、2007年（平成19年）に公表予定の第4次評価報告書をはじめとして、各種報告書作成プロセスへの参画、資金の拠出、関連研究の実施など積極的な貢献を行っています。また、日本の提案により、**地球環境戦略研究機関（IGES）**に、温室効果ガス排出・吸収量世界標準算定方式を定めるためのイベントリータスクフォースの技術支援組織が設置されました。日本は、その活動を支援しています。

また、中央環境審議会地球環境部会気候変動に関する国際戦略専門委員会は、平成17年5月、「温暖化による悪影響の顕在化の未然防止という観点から、将来にわたる温度上昇を工業化以前（1850年頃）を基準に2以内を抑えるとの考え方は、長期目標の検討における現段階における出発点となりうる」との第二次中間報告をまとめています（図1-2-2）。

2 オゾン層の保護

オゾン層の破壊を防止するため、**オゾン層の保護のためのウィーン条約**が1985年（昭和60年）に、**モントリオール議定書**が1987年（昭和62年）にそれぞれ採択されました。日本においてもこれらを的確かつ円滑に実施するため、**特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律**（昭和63年法律第53号。以下「**オゾン**

図1-2-2 二酸化炭素濃度の安定化のイメージ(模式図)

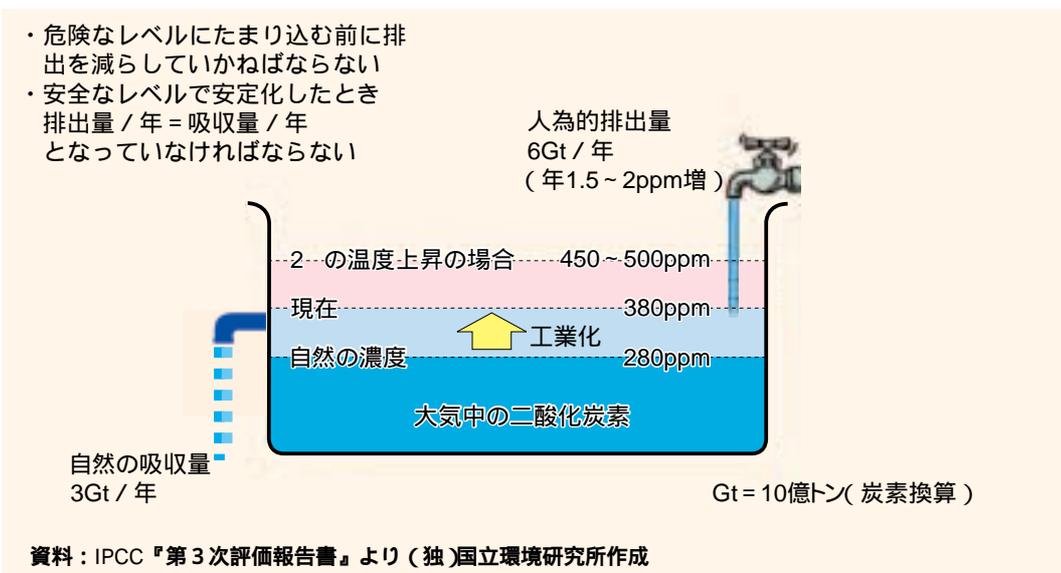
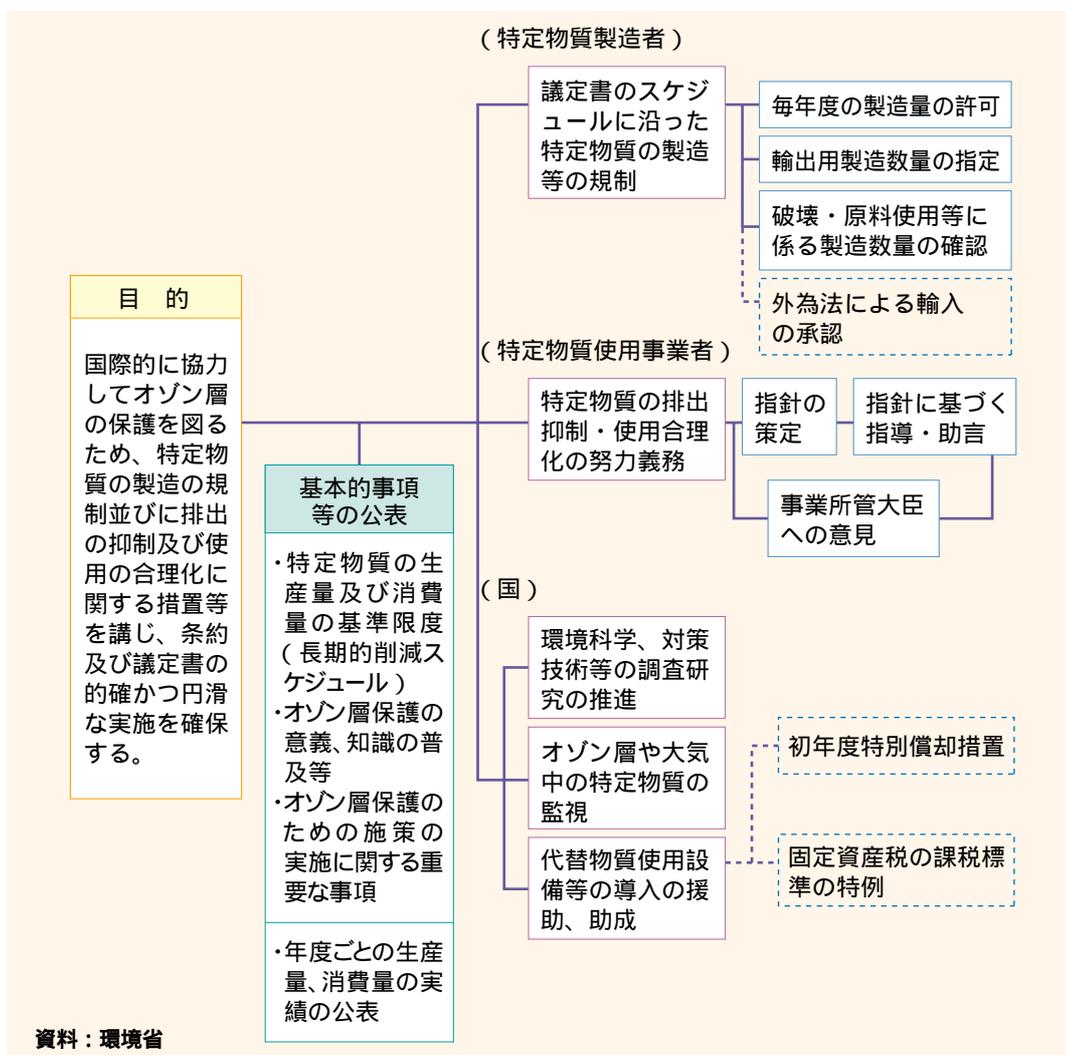


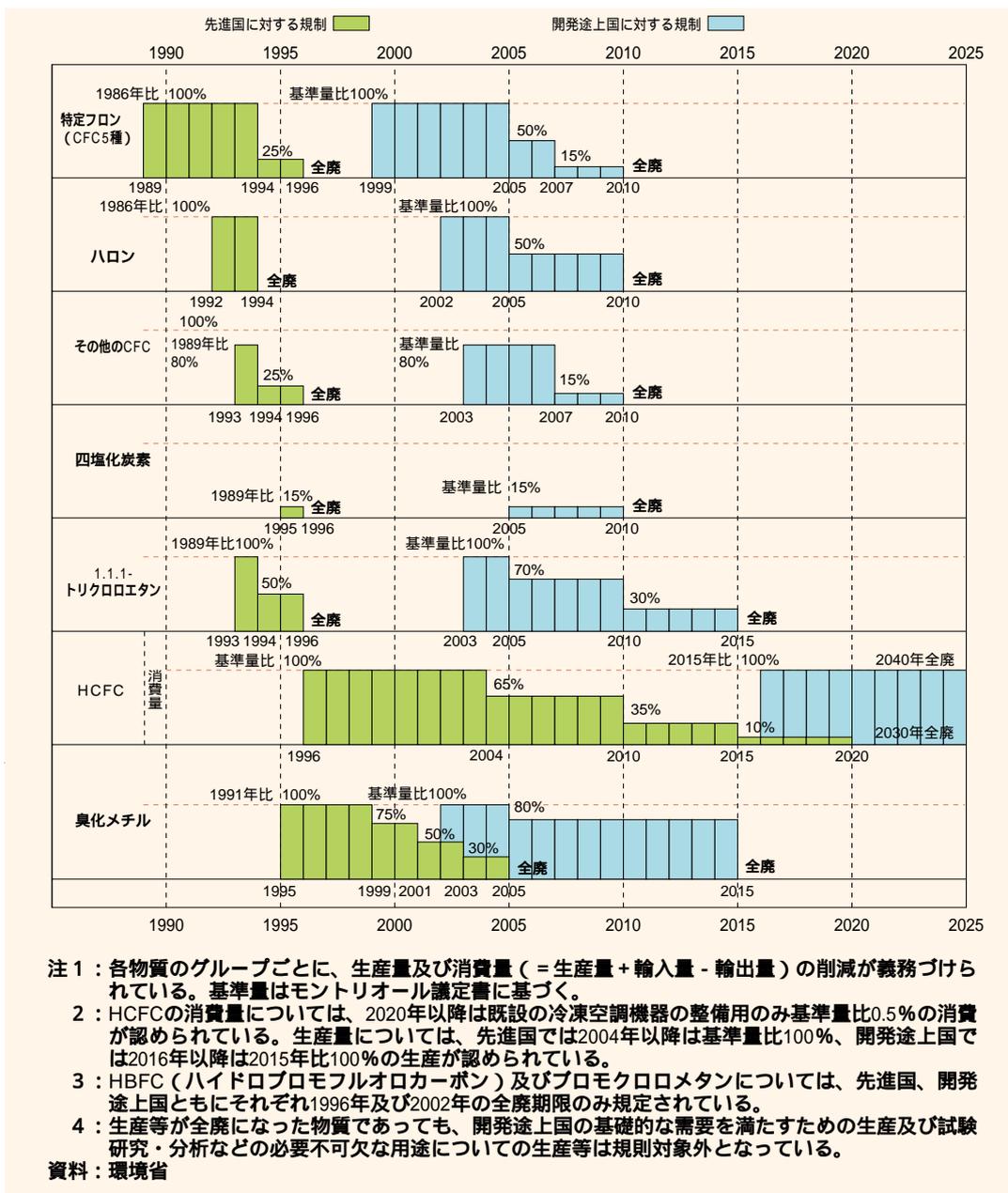
図1-2-3 オゾン層保護法の概要



層保護法」という。)を制定するとともに(図1-2-3)1988年(昭和63年)に同条約及び同議定書を締結しました。同議定書に基づく規制スケジュールは図1-2-4のとおりです。

モントリオール議定書締約国会合における決定に基づき、日本では「**国家ハロンマネジメント戦略**」及び

図1-2.4 モントリオール議定書に基づく規制スケジュール



「国家CFC管理戦略」を策定し、これに基づく取組を行っています。さらに、平成18年1月には、臭化メチルの不可欠用途を全廃するための国家管理戦略を策定しました。

一方、国際的に協力してオゾン層保護に取り組む観点から、開発途上国によるモントリオール議定書の早期締結とその円滑な実施を支援するため、議定書に基づく多数国間基金への拠出、基金を活用した二国間協力事業、開発途上国のオゾン層保護対策担当者に対する研修・専門家の派遣等を実施しています。

第3節 地球温暖化対策

1 地球温暖化問題をめぐる動き

平成17年4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定されました。今後は、毎年、計画の進ちょく状況を点検し、必要に応じ施策の強化を図るとともに、平成19年度には計画の定量的な評価・見直しを行います。

2 地球温暖化対策及び施策

(1) エネルギー起源二酸化炭素に関する対策の推進

ア 省CO₂型の地域・都市構造や社会経済システムの形成

地域・都市に関しては、都市再生事業を通じた地球温暖化・ヒートアイランド対策等を行いました。

交通システムに関しては、公共交通機関の利用促進のための鉄道新線・新交通システムの整備、**高度道路交通システム (ITS)** の推進等の交通流対策等を行いました。

物流体系に関しては、**モーダルシフト**関連施策の推進を含め、環境負荷が小さく効率的な物流体系の構築に取り組みました。

新エネルギーの面的導入に関しては、**バイオマスタウン**の構想の推進等を行いました。

イ 施設・主体単位の対策・施策

経団連環境自主行動計画に基づく、産業界における省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための対策の進捗状況について、関係審議会においてその内容の聴取を行い、フォローアップを実施しました。

建築物・住宅の省エネルギー性能の向上のため、**エネルギーの使用の合理化に関する法律**（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）を改正し、一定規模以上の非住宅建築物の大規模修繕などを行う者に対して、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付けるとともに、一定規模以上の住宅についても非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付けました。このほか、住宅・建築物の性能の向上と環境負荷の低減を総合的な環境性能として一体的に評価し、その結果を分かりやすい指標として提示する**住宅・建築物の総合環境性能評価システム (CASBEE)** の開発・普及を推進しました。

新エネルギーの導入促進に関しては、**電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法**（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）について着実な運用を行いました。

ウ 機器単位の対策・施策

自動車に関しては、省エネ法に基づく**トップランナー制度**の対象として、トラック、バスを追加するとともに、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の開発・普及の促進を図るため、民間事業者等に対する購入補助を実施したほか、自動車税のグリーン化、低公害車を取得した場合の自動車取得税の軽減措置等の支援等を実施しました。

機器における対策では、省エネ法に基づく**トップランナー制度**の対象として液晶・プラズマテレビ・電子レンジ等を追加しました。また、これに加え、**省エネラベリング制度**や、**省エネ型製品販売事業者評価制度**により、家電製品の省エネ性能に関する情報提供を行いました。

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素に関する対策の推進

廃棄物の最終処分量の削減や、全連続炉の導入等による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等を推進しました。

また、下水排熱等の有効利用を図るため、新世代下水道支援事業制度リサイクル推進事業に対し引き続き国庫補助等を行いました。

(3) 代替フロン等3ガスに関する対策の推進

代替フロン等3ガス（HFC、PFC、PF6）の排出抑制については、京都議定書目標達成計画において、地球温暖化対策推進大綱時より強化された目標（基準年総排出量比+0.1%）を設定しました。これを受け、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するため、平成18年3月に、機器廃棄時のフロン類の回収行程を管理する制度の導入、整備時の回収義務の明確化等を内容とする**特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律**（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）の改正法案を第164回国会に提出しました。

また、産業界の自主的な行動計画の進捗状況のフォローアップを行うとともに、行動計画の透明性・信頼性及び目標達成の確実性の向上を図りました。

さらに、ノンフロン型省エネ冷凍空調システムの技術開発や、既に実用化が進んでいる冷媒にフロンを用いない省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入への補助事業を新たに行いました。

(4) 温室効果ガス吸収源対策の推進

温室効果ガス吸収源対策の推進を図るため、二酸化炭素吸収源である森林の適切な整備・保全等を推進しました。また、京都議定書目標達成計画で目標とされた森林による吸収量3.9%の確保を図るため、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくり等の推進等の総合的な取組を内容とする「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を展開しました。

(5) 京都メカニズムに関する対策の推進

京都メカニズムに関する対策は本章第2節参照。

(6) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計し公表する制度の導入等のため、地球温暖化対策推進法が平成17年6月に改正されました。

これを受けて、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入に向けて、温室効果ガス排出量の報告を義務付ける対象者（特定排出者）の範囲、温室効果ガス排出量の算定方法、報告事項等の制度細目を平成18年3月に決めました。

(7) 国民運動の展開

平成17年4月、地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」が発足し、国民一人ひとりのライフスタイルを見直していく取組の一環として、冷房時の室温28と「クール・ビズ」を呼びかけ、6月5日の環境の日に愛・地球博の会場内において「COOL BIZ Collection」を開催しました。また、暖房時の室温20を呼びかけることを目的として「ウォーム・ビズ」を提唱しました。

さらに、NGOと連携し、夏至の日とその直前の土・日曜日に全国のライトアップ施設や家庭の電気の一齐消灯を呼びかけるCO₂削減/ライトダウンキャンペーンを開催、全国22,716か所の施設、約664万人の参加を得ました。そのほか、温暖化対策型製品を紹介する冊子「ふたりで始める『環のくらし』Part.3」等を作成し、市販の雑誌の付録として配布しました。

(8) 公的機関の率先的取組

平成17年4月、「京都議定書目標達成計画」に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」を閣議決定しました。この計画では、政府は自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを18年度までに13年度比で7%削減することを目標としています。

平成16年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は197.8万トン（基準年度値の0.8%減）となりました。

地球温暖化対策推進法においては、地域レベルでの取組を推進するため、地方公共団体の事務・事業に係る実行計画の策定義務付け、地方公共団体は、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策（地域推進計画）の策定に努めること、都道府県は、地域における普及啓発活動や調査分析の拠点としての都道府県地球温暖化防止活動推進センター（都道府県センター）を指定できること、地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等により組織することができる地球温暖化対策地域協議会を通じたパートナーシップによる地域ごとの取組の推進等を図ることとしています。

(9) 税・課徴金等の経済的手法

税、課徴金等の経済的手法については、第7章第3節参照。

(10) 国内排出量取引

平成17年度においては、費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用す